

～安全で安心なまちづくり～
「歩きたばこ」防止対策に関する
提 言 書

平成 21 年 5 月

松山市安全で安心なまちづくり会議

安全で安心なまちづくりへ向けて

松山市安全で安心なまちづくり会議（以下、まちづくり会議）では、市民、市議会等から、ごみの投げ捨てや歩きたばこなどの「迷惑行為」への対策を求める声を受け、平成19年度から、身近な迷惑行為について防止策の検討を重ねてきました。

安全で安心なまちづくりを進めるうえにおいては、市民一人一人のモラルとマナーが必要不可欠であることは勿論ですが、モラルとマナーの向上を呼びかけるだけでは、ごみの投げ捨てや歩きたばこ、自転車の不法駐輪、違反走行などの身近な迷惑行為はあとを絶ちません。

本市は、「憧れ、誇り、日本一のまち 松山」を目指し、その実現に向けた重点的な取組として、安全、安心日本一のまちづくりを推進していますが、今秋、NHKスペシャルドラマ「坂の上の雲」の放送がスタートし、多くの観光客が訪れることが予想されることから、市民に対してはもとより、観光客に対しても、松山が安全で安心できるまちであることが一番の「おもてなし」であると考えます。

そこで、まちづくり会議では、社会への悪影響が強いことや市民ニーズが高いことなどを踏まえ、迷惑行為の中でも特に「歩きたばこ」の防止策に取り組むことが喫緊の課題と考え、「本市の迷惑行為、歩きたばこの実態」「市民意識調査」「他都市の関連条例制定状況」を把握したうえで、市関係部署（市民部、環境部、保健福祉部）でつくる担当者会議の協議結果なども参考にしながら、歩きたばこ防止等の迷惑行為をなくすためのルールづくりについて重点的に検討を行ってきました。

この結果、まちづくり会議では、ルールを破る人に対しては、「あなたは周りの人に迷惑を掛けている」というメッセージを伝え、自発的改善を促すことが重要であり、市民には「罰せられるから歩きたばこをしない」というのではなく、一人一人が市民としての責任と役割を意識することによって、安全で安心なまちづくりを行うという、本来の住民主体のまちづくりの大切さを認識してもらえるような取組が必要であるとの結論を得ました。

ただ、これまでのような一般的な啓発活動だけで、市民にモラル、マナーの向上を期待することには限界があることから、「歩きたばこ」については、公共の場所での禁止規定を設け、違反者に対して、その場で注意、警告を行うことができる条例の制定を松山市に提案します。

今後は、「歩きたばこ」に限らず、迷惑行為全般について、現行条例等の検証を重ねたうえで、市民への迷惑行為禁止の啓発活動を行うとともに市民自らのルールづくりとモラル、マナーの向上に向けた取組に行政も参加することにより「みんなでつくろうみんなの松山」の理念が市全域に浸透し、「憧れ、誇り、日本一のまち 松山」が実現することを願っております。

松山市安全で安心なまちづくり会議
会長 妹尾克敏

「歩きたばこ」規制の必要性

「憧れ、誇り、日本一のまち 松山」を目指すためには、松山市民は、「みんなでつくろうみんなの松山」の精神に則り、市民みんなの協働によって、経済面や物質面での「豊かさ」だけでなく、優しさや思いやりなどの精神的な「豊かさ」を兼ね備えた総合的なまちづくりを推進することが重要であると考えます。

そのためには、市民がお互いを理解し合うことが必要ですが、社会経済環境やライフスタイルの変化の中で、個人の価値観の多様化や道徳意識の希薄化により、自分の行為が他人に不快な思いや危険を与えていていることに気づいていない人が増えている現状があり、大きな問題となっています。

他人に不快な思いや危険を与える行為のうち、ごみやたばこの投げ捨て、犬などの糞の放置、廃棄物の不法投棄、自転車の放置と禁止エリアの走行、違法駐車等の迷惑行為については、都市の美観や安全性に重大な影響を与えるため、従来から条例で行為が規制され、また市民大清掃などの啓発活動や市民団体等による様々なボランティア活動も実施されてきました。

ところが、こうした防止への取組が市内各地で展開され、多大な経費と人力を費やしているにもかかわらず、今なお、一部の心ない人によってではありますが、多くの迷惑行為が見受けられます。特に歩きたばこに関しては、混雑時における火傷の危険性や投げ捨てによる景観の阻害、また、受動喫煙による健康被害など、複合的な迷惑行為であることを理由に、市民からは、条例による厳しい取締りを望む声も出ています。

そこで、松山市民の一人一人が、モラル、マナーの大切さを自覚し、迷惑行為をなくすという意識を高めていけるよう、市民の守るべきマナーのあり方をわかりやすく示すために、行政において、公共の場所での歩きたばこを禁止し、違反者に対して注意、警告等を行うことを条例で定める必要があると考えます。

なお、罰則規定を設けた条例を施行している他の自治体では、禁止区域境界線上での対応をめぐる混乱や条例を知らない観光客の取扱等、運用面の課題や罰金徴収に伴う莫大な人件費等、経費面の問題も生じていると聞き及んでいます。

こうしたことから、条例の制定に当たっては、他市の先例を踏まえるとともに、歩きたばこからの一連の動作として起こりやすい投げ捨て行為に対しては、すでに「松山のまちをみんなで美しくする条例」で罰則を適用することも可能であること等を考慮し、歩きたばこについては、罰則規定を設けず、市民が思いやりと優しさを持って、「おもてなし」の精神とともに、安全で安心なまちづくりを推進していく条例とすることが、松山らしい取組となるのではないかと思います。

迷惑行為防止への総合的取組の必要性

- ごみの不法投棄、空き缶の投げ捨て、犬の糞の放置、廃棄物の不法投棄
- 路上喫煙、歩きたばこ、たばこの投げ捨て
- 自転車の放置、禁止エリアの走行
- 違法駐車等の行為、放置自動車
- 他人に迷惑となるような携帯電話等の使用
- その他

- 周知啓発だけでは効果は限定的
- 住民の声掛けがトラブルとなり、あきらめやモラルの低下につながる事例もある。

既存の関係条例

- 松山のまちをみんなで美しくする条例（平成15年3月24日）
- 違法駐車等の防止に関する条例（平成5年12月22日）
- 自転車等の駐輪対策に関する条例（平成7年6月26日）
- 屋外広告物条例（平成11年12月24日）
- 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年3月17日）
- 動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年3月22日）

生活環境の悪化

身近な犯罪の増加

行政の取組

既存の条例による市民啓発などの取組実施

市民の取組

既存の条例による市民啓発など、自治会・町内会等団体、企業、学校などによる活発な活動の実施や広報紙等による啓発活動

迷惑行為の実態とニーズ

- 今なお、見受けられる迷惑行為の発生
- 市民から厳しい取締りを求める要望の高まり

安全・安心

段階により、新たなルールづくり

市民の責任としてのモラルやマナーを明確にし、その違反者に対して注意・警告を行い実効性のある条例の制定を検討する。

見直しの取組

既存の条例等を再検討し、再評価した上で市民啓発などの取組実施

松山市安全で安心なまちづくり会議 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	委 員 名	役 職 名
会 長	せのお かつとし 妹 尾 克 敏	松山大学法学部学部長
副会長	じょうこう さちこ 上 甲 幸 子	松山市少年補導協議会 理事
委 員	いまいづみ しなこ 今 泉 志奈子	愛媛大学法文学部准教授
〃	おおたか しげゆき 大 高 重 行	松山市広報委員、松山市防犯協会小野支部長
〃	きしお ひさし 岸 尾 壽	松山市公民館連絡協議会 副会長
〃	くろだ ひろし 黒 田 浩	日本ガーディアン・エンジェルス松山支部 支部長
〃	こんどう みゆき 近 藤 美由紀	元Mスターターズ 代表
〃	たちばな ちはる 橘 千 春	松山市P T A連合会 副会長
〃	たなか たかひろ 田 中 孝 広	市民公募委員
〃	ひの にろう 日 野 二 郎	松山中央商店街連合会 会長
〃	みやたけ かつや 宮 竹 勝 也	(社) 松山青年会議所 まちづくり委員会 委員
〃	わたなべ あきら 渡 部 明	松山市中学校校長会 青少年対策担当

H20.2.18 現在